

# ウラン残土放射能汚染による 土地利用妨害排除の裁判 — 「榎本訴訟」第1審について—

片 岡 直 樹

## 目 次

- 1 はじめに
- 2 「榎本訴訟」第1審鳥取地裁判決の内容  
(以上、本号。以下、次号)
- 3 「榎本訴訟」第1審裁判の審理過程と審理内容
- 4 おわりに

## 1 はじめに

鳥取県東郷町（現在は、湯梨浜町）方面地区には、原子燃料公社が1958年から1963年までウラン探鉱・採掘を行ったときに生じたウラン残土が放置されていた。この残土について、1988年8月16日に動力炉・核燃料開発事業団人形峠事業所が放射線測定をした結果、方面地区の堆積場そばの貯鉱場跡地で強い放射線が検出され、放射能汚染への対処が必要であることが明らかになった<sup>1)</sup>。その後、方面地区住民と撤去を合意した残土については、2006年11月11日、日本原子力研究開発機構<sup>2)</sup>が最後の分を搬出して、撤去が終了した<sup>3)</sup>。この搬出されたウラン残土は、「人形峠レンガ加工場」でレンガに加工され、その加工レンガは多様な場所・施設などで使用されるために搬出されてきたが、2011年6月30日、同加工場に保管されていた最後の加工レンガが一般頒布のものとして搬出

ウラン残土放射能汚染による土地利用妨害排除の裁判 —「榎本訴訟」第1審について—  
されて、同加工場によるレンガ加工・頒布活動は終了した<sup>4)</sup>。方面地区では、  
残土放置から4分の1世紀を経て放射能汚染が明らかとなり、そして残  
土放置から半世紀近い時間を経て、放射性物質で汚染された土砂など（た  
だし撤去合意分だけである。）の処理が終了したのである。

方面地区のウラン残土撤去に関する経緯・歴史については、詳細な紹  
介がなされている<sup>5)</sup>。そしてウラン残土の最終的な撤去・処理が実現する  
上で、裁判は重要な役割を果たしているが、この裁判についても提訴に  
至る経緯などについて詳細な紹介があり<sup>6)</sup>、そして裁判終了後の経緯に  
ついては紹介がなされている<sup>7)</sup>。方面地区のウラン残土撤去を求めた裁判  
には、核燃料サイクル開発機構を相手に、方面地区住民で構成される方  
面地区自治会（原告は方面区）が提訴した「自治会訴訟」と、方面地区  
自治会の構成員である榎本益美氏が個人で提訴した「榎本訴訟」の、2  
つがある。「自治会訴訟」は、2000年11月7日に鳥取地裁へ提訴され、  
2004年10月14日の最高裁判決で撤去請求認容判決が確定した。「榎本  
訴訟」は、2000年12月1日の鳥取地裁への提訴で始まり、2006年7月  
19日の広島高裁松江支部で原告の控訴棄却判決が出されたが、原告側が  
上告しなかったため、原告敗訴が確定した。上記の残土撤去は、「自治会  
訴訟」の確定判決を受けて、さらに裁判所の間接強制の決定で一定額の  
金銭を方面自治会へ支払いながら、長期間にわたり実施されたのである。

これら2つの裁判については上記の詳細な紹介があるが、しかし法学  
の観点からの検討作業はあまりなされていない。「自治会訴訟」につい  
ては、裁判での争点について解説を行い、そして法政策上の論点を検討し  
て課題を提示する作業が行われている<sup>8)</sup>。この作業の論稿、すなわち坂井・  
及川（2007）は、ウラン残土の放射性物質としてのリスクに注目して、  
法政策上の論点を3つ挙げている。その中で放射能汚染の問題について、  
「リスク管理と自治との相克」と、そしてそれが導く「リスクの「盪回し」」  
の2点を挙げ、本件でのウラン残土の処理が示した、リスクの「盪回し」

の恒常化を防ぐ制度とそのための理念の構築が急がれるとしている。一方、「榎本訴訟」については、同裁判の第1審判決（鳥取地裁平成16年9月7日判決）を掲載した『判例時報』1888号（126ページ以下）の解説の他には、見当たらない。この解説では、同訴訟は「ウラン鉱から採鉱され、不要となったウラン残土」による放射線の健康影響が問題とされている点に特色があり、先例としては「自治会訴訟」の1審と2審の判決があるにすぎないから、「実務の参考として紹介する」とし、鳥取地裁判決の請求認否の概要と、その根拠について簡単に紹介するに留まる。

個別事件における問題解決のために裁判所が行った法解釈について、その是非を検討する法解釈学的作業は、裁判所の過去の判例や学説との整合性などを考える作業として一般に行われているものである。これに加えて、上記のような裁判事件の根本にある放射性物質による汚染問題を視野に入れ、法政策の課題（立法も視野に入れた法制度の改善課題）を提示することは、重要な法学研究の作業である。一方、現実の問題解決に裁判がどのような意味を持っているのかを検討することは、社会と裁判の関係を考えるための法社会学研究として重要である。この観点からは、小出・土井（2012、156ページ）（注7書）が、「自治会訴訟」の高裁段階での和解協議が行われた際に、「榎本訴訟」の原告が補助参加をしたことが、方面地区住民が望んでいたウラン残土撤去の実現を導いたとして、「榎本訴訟」が「自治会訴訟」の進行に重要な影響を与える存在となったことを指摘し、2つの訴訟の関係を紹介していることは、興味深い点である。

ウラン残土撤去を求めた方面地区の住民の裁判については、以上のような検討作業が行われているなかで、本稿は、「榎本訴訟」について、裁判そのものの姿を明らかにすることを課題とし、その分析作業を行う。裁判事件の当事者が、裁判においてどのような主張を闘わせていたのかを中心に、裁判過程を明らかにする。この裁判の過程・内容を分析する作業には次のような意味があると考ええる。第一に、判決が出るまでの裁

ウラン残土放射能汚染による土地利用妨害排除の裁判 — 「榎本訴訟」第1審について—  
判決での当事者の主張立証の実際を明らかにすることは、裁判所が下した判決の、その判決内容が持つ意味を理解するためには必須の情報価値がある。これに加えて第二に、事件当事者が裁判という手段を使って問題解決を目指したときに、裁判においてどのような課題と直面することになるのかについて、その経験を伝える情報提供となり、このことは、同様の事件・問題が発生した場合に、問題解決を実現するために重要な手掛かりとなる。

本稿は、「榎本訴訟」の第1審鳥取地方裁判所での裁判の経過・内容を、原告被告双方が提出した準備書面と証拠資料を元に明らかにしていく<sup>9)</sup>。

## 2 「榎本訴訟」第1審鳥取地裁判決の内容

ここでは、「榎本訴訟」の第1審判決（鳥取地裁平成16年9月7日判決）について、原告被告双方の主張立証の中心となった争点と、判決での判断について整理する。これは、次の「3」で検討する裁判での原告と被告の主張立証作業について考えるために、裁判での主張立証作業のポイントの手がかりを示すと共に、裁判所が判決で判断対象とした事実関係のポイントを示すための作業である。先に「1」で紹介した本判決を掲載している『判例時報』1888号の解説は、原告の請求内容として2点（土地の明渡と慰謝料請求）についての判決の判断を簡潔にまとめているが、判決自体は争点を6点挙げ、それぞれについて両当事者の主張を整理し、判断を加えている。この争点整理と判断は、裁判での両当事者の主張を検討する手がかりとして重要であると考え。そこでまず判決内容の整理作業をしておくことにする。なお判決文の文章を直接引用した所は「」書きとしており、それ以外については、判決の文章を筆者が整理して紹介したものである。

## (1) 原告の請求内容と判決

### 1) 原告の請求内容

判決は、「第1 請求」のところで、主位的請求と予備的請求の2つを挙げている。この2つの請求の具体的な内容は、「第2 事案の概要」の「2 原告の請求（訴訟物）」で、3つに整理されている。3つに整理されているのは、原告が明渡し請求を求めている土地が2つ（第1土地と第2土地）あるためである。

なお本件訴訟で撤去を求めているウラン残土には、第1残土（フレコンバッグ詰めされた残土）と第2残土（フレコンバッグ詰めされていない残土）の2つがあり、この2つの撤去請求の法的根拠は異なっていることに、留意したい。

#### ①主位的請求

原告の主位的請求の内容は以下のとおりである。第1土地の上に存在する第1残土の撤去と第1土地の明渡しを求め、その法的根拠は、第1土地の土地所有権に基づく土地返還請求権とする。および本件ウラン残土（第1残土と第2残土の両方）からの放射能の影響で、第1土地の利用が妨害されているので、第1残土と第2残土の撤去を求め、その法的根拠は第1土地の土地所有権に基づく妨害排除請求権とする。

後者の妨害排除請求の記述内容では、第1残土は、第1土地上の第1残土も含むとしているので、この分については、2つの法的根拠があることになる。このことは逆に、第1残土は第1土地上にだけ存在しているのではない可能性が、判決では考えられていると言えよう。

#### ②予備的請求

原告は、第1残土が第2土地の上に存するとして、上記の主位的請求の対象である土地を第2土地とした上で、上記の主位的請求と同じ請求と法的根拠を主張している。すなわち第2土地の明渡し請求と、第2土地への妨害排除として第1残土と第2残土の撤去請求である。

### ③慰謝料請求

本件ウラン残土から放出される放射能の影響により、健康被害への恐怖による精神的損害を理由に、慰謝料を請求する。

## 2) 判決

鳥取地裁判決は、原告の請求のうち、第1残土の撤去を認容し、それ以外の請求を棄却した。上記請求のうち、③慰謝料請求と、そして①と②の第2残土撤去は認めなかった。第1残土は第1土地の土地所有権行使への妨害となっていることから、第1残土撤去を第1土地の妨害排除請求として認めたのである。

## (2) 判決の内容：判決での争点整理と争点への判断

判決は、上記のように原告の請求内容を整理した上で、続いて争点を6つに整理している（「第2 事案の概要」「3 争点」）。その上で、「第3 争点に関する当事者の主張」において、6つの争点に関する原告と被告の主張を整理して記述している。そして「第4 当裁判所の判断」で、6つの争点に関する裁判所の判断が示されている。

### 1) 第1残土は第1土地の上に存在しているか

本件ウラン残土のうち、フレコンバッグ詰めされた残土が第1残土とされているが、それが第1土地の上にあるのか。

#### ①原告の主張について

判決は、原告の主張のポイントを2つに整理する。1つは、原告が作成した図面と、その際に手がかりとした土地の境界木が付近住民にとって周知のものであり、図面で示す第1土地の位置は正しく、したがって第1土地の上に第1残土は存在する。2つ目は、被告が提出した図面での第1土地の位置は、原告主張の境界木との位置関係で矛盾があり、そ

れは地元住民の認識と慣習と異なるもので、被告の主張に合理性がない<sup>10)</sup>。

## ②被告の主張について

一方被告の主張のポイントも2つに整理されている。1つは、被告が作成した図面の作成方法であり、これは平成3年4月24日付国有財産境界確定協議書に添付された実測図を元に、国有里道の形状に関して同図面と公図とを照合・対比して作成したもので、この図面の土地の位置からは、第1残土は第2土地と他の土地の上であり、第1土地の上には存在しない。2つ目は、原告の図面の信頼性への被告からの批判である。すなわち、原告は境界木を基準として、実測した現況道と公図とを重ね合わせた図を作成しているが、公図の土地図面としての信用性が乏しいことは公知の事実であるから、単純な重ね合わせには意味がないこと。また境界木の位置について地元住民周知の事実は存在しないこと、および境界木としてシデの木やアスナロの木が利用される慣習が存在しないこと。そして原告の主張する里道の位置では、現況道と大きく形状が異なり、さらに自然の地形に全くそぐわない形状であり、不自然であること。

## ③裁判所の判断

裁判所は、この争点について、以下のように原告の図面策定の手法が合理的でないと評価し、第1土地の上に第1残土はないと判断した。

まず、原告の主張に対して、原告が実測した現況道と公図を、境界木を基準として重ね合わせて土地の位置を確定した手法に関して、以下の2つの否定的評価を行っている。

第1に、公図の信用性について否定的な評価を行い、原告の手法を否定している。すなわち「公図には測量成果等は全く記されておらず（甲2<sup>11)</sup>）、経験的にも公図には実測図と重ね合わせるに足るだけの定量的正確性があるとは認められないから」、原告の手法に合理性があるとは認められないとする。

第2に、原告が土地位置の基準点として主張する境界木について、被告が提出した証拠（乙32ないし36）<sup>12)</sup>に照らして、基準点として認めることに疑問があるとする。その上で、上記の被告主張の2つ目のポイントの後半部分の、現況道と形状が異なること、自然の形状と適合しないことなどを挙げ、これらの問題点に対する原告の以下の主張を否定する。すなわち「原告は、自然災害等により、公図作成時と現在とでは地形が大きく変動したと主張し、原告本人もこれに沿う供述をするが、谷や尾根が変化する程の大きな地形変動があったにもかかわらず夫婦松等の位置は変化していないという主張自体に合理性がなく、上記事実を認めるに足りる証拠もない。」とする。

次に、被告の主張に対しては、被告側の図面について肯定的評価を行っている。その主たる根拠は、平成3年4月24日付国有財産境界確定協議書添付の実測図の存在にある。この実測図は、「原告等の立会いの下で作成された図面であり、国有里道の形状を示すものとして信用性が高く」かつこの実測図の国有里道に公図の国有里道を対比して照合するという手法にも合理性が認められる、としている。

判決は、以上の判断を踏まえて、第1残土は第1土地の上にはなく、むしろ第2土地及びその他の土地の上に存すると認定した。第2土地などに存在するという認定は、被告が主張する土地位置からの判断である。

## 2) ウラン残土は被告の所有か

争点の2つ目は、ウラン残土（第1残土および第2残土）の所有者が誰かである。そこではウラン残土が、放置されている土地と附合しているかどうか争点となっている。

### ①原告の主張について

判決は、原告の主張を2つに分けて整理するが、内容は3つに分けられる。

1つは、原子燃料公社がウラン採掘の際に締結した借地契約の原状回復に関する取り決めの内容である。原告は、この借地契約での土地の原状回復に関する合意内容は、「形式的な土地の形状変更に関するもののみであって、放射能を有する残土の存置やこれによる放射能汚染についてまで原状回復しないことを定めたものではない。」とした上で、借地契約第6条では「乙（原子燃料公社）は、その事業遂行に伴い、治水、治山、防砂上適切な措置をとるものとする。」とあるから、「被告は、事業の遂行から発生する実質的な環境や安全に対する侵害を防止ないし除去する責務を負っていたとするのが当事者の合理的意思である。」とする。さらに、原状回復しないという合意が、ウラン残土が借地の所有者である土地所有者の所有と直結するわけではない、とする。

2つ目は、ウラン残土が約10年間紛争なく平穩に土地所有者の所有と占有の下にあったとする被告の主張に対して、「原告らが本件ウラン残土の危険性を知らされず、そのために異議を述べるのが不可能であったから」で、平穩に土地所有者の所有と占有の下にあったとは言えないとする。

3つ目は、ウラン残土は、土地等の部分から物理的に分離可能であることと、社会経済上も土地から分離した上で然るべき処理が望まれる性質のものであること。とりわけ第1残土は、「もともと旧貯鋳場にあった放射能の高いウラン鋳石残土を、被告が平成5年11月ころから平成6年3月ころにかけて、フレコンバッグに詰め、地区外への搬出まで一時的に仮置きしたものであり、持出可能な状態になっているのであるから、土地に附合したとはいえない。」とする。

#### ②被告の主張について

判決は、被告はウラン残土が被告の所有物ではないから、原告に対してウラン残土の撤去義務を負わないと主張しているとし、被告の論拠を2つに整理する。

1つは、被告は、ウラン採掘の際の借地契約書で「返還に当たっては、原状回復なさざるものとする。」と規定（3条2号後段）されており、土地の原状回復を行わないことが契約書に明記されていたから、借地契約が昭和53年8月17日に期間満了するに伴って、土地の返還とともにウラン残土は土地所有者の所有となったとする。そしてその後約10年間<sup>13)</sup>、ウラン残土は、平穩に土地所有者の所有と占有の下にあったとしている。

2つ目は、被告は、ウラン残土は、その発生以来、土地との間に附合関係を生じているから、土地所有者の所有に属するとする。

### ③裁判所の判断

裁判所は、ウラン残土を第1残土と第2残土に分け、第2残土については被告主張を認めて土地所有者の所有物であるとし、一方第1残土については被告の所有物であると判断している。

まず、第2残土について、それが存置されている土地から独立性がなく、社会経済上その土地と一体となったというべきであるから、土地に附合したと認めるのが相当であるとする。この結論の前提として、2つの事実を認定している。第1に、第2残土が「坑道の掘削過程で生じた土砂等で、ウラン鉱石の含有率が低く有用性のない無価値な土砂等」であり、経済的価値を有しているものではなく、独立して取引の対象とされたことがない、とする。第2に、第2残土は、借地契約に基づいて「坑口付近の方面捨石堆積場にたい積されたものであって、当時としては、上記堆積は当然のこととして予定されていた」のであり、昭和33年から36年までの間に堆積、存置された後、「現在に至るまで、特段他所に移動されるなど形状が変更されたことはなく、その上には草木が生い茂っており、外形上は当該土地に元々存在した土砂と異なることはない。」とする。

第2残土について、原告が社会経済上も土地から分離して然るべき処置が望まれる性質のものであると主張した点については、「かかる性質は、各地権者との間の合意ないし鉱山保安法等に基づいて適切な処置が行わ

れる必要があることを示す」にとどまり、第2残土が土地所有権者の所有に帰属することを妨げない、とする<sup>14)</sup>。

次に第1残土については、被告の所有に属すると結論する。第1に、土地との附合を否定する。その論拠は、3つ挙げられている。1つは、第1残土が第2残土と違って、旧貯鉱場に置かれていた鉱石の含まれた捨石であり、昭和36年に探鉱が終了した後も、貯鉱場に設置された屋根の下に置かれていたこと。2つ目は、被告が本件撤去協定<sup>15)</sup>に基づいて、フレコンバッグに詰めて、方面捨石保管場に仮置きしたものであり、いずれは他所へ移動することを前提としていたこと。3つ目は、外形上、方面捨石保管場の土地とも容易に区別することが可能であること。以上の3点から、第1残土は、方面捨石保管場の土地に附合しているとは認められない、とした。

第2に、第1残土の所有権は、遅くとも第1残土が他のウラン残土と分離された平成5年11月ころから平成6年3月ころに、被告が取得したものと認めるのが相当とする。これは、被告がフレコンバッグに詰めて、他の残土と分離させて独立の動産としたもの、と評価し、上記時期に、第1残土の処分が被告に委ねられたと解すべきであるから、とする。

### 3) ウラン残土は土地の利用を妨害しているか

争点の3つ目は、放射能による土地利用妨害があるのか、についてである。

#### ①原告の主張について

判決は、原告が「本件ウラン残土から環境中に放出されるラドン等の放射能による被爆（爆は判決原文のママ）のおそれがある」ために、本件土地周辺に長時間滞在できず、本件土地の十分な利用を妨げられている、という主張について、根拠を2つに整理している。

1つは、第1残土の影響である。第1残土は「ウラン鉱石置場だった

旧貯鉱場に置き去りにしたウラン鉱石を含むウラン残土を袋詰めにしたものであり、特に危険性が高い。」とし、そのフレコンバッグの表面の放射線量について被告が測定したデータ（甲 61 の 14 頁「フレコンバッグの表面線量率」）を挙げ、この数値（年間換算で最大 36.8mSv）が、低レベル放射線廃棄物の規制免除線量（0.01mSv/y）の 3680 倍、原子力発電所の敷地境界の線量目標値（0.05mSv/y）の 736 倍、一般公衆の線量限度（1 mSv/y）の 36.8 倍であり、さらに管理区域設定の規制値（5.2mSv/y）や放射線従業員の線量限度（20mSv/y）をもはるかに超える異常値である、とする。

2つ目は、被告主張を使つての主張である。すなわち被告の主張（乙 50）によれば、方面地区下 1 号坑前<sup>16)</sup>のラドン濃度が 670Bq/m<sup>3</sup>（ベクレル毎立方メートル）で、「これは日本国内の屋外ラドン濃度年平均値 6 Bq/m<sup>3</sup>、中国地方の年平均値 10Bq/m<sup>3</sup>に比べて桁違いの高濃度である（乙 50 参照）」とし、これに加えて、「被告が一般に公表していない平成 8 年の被告の測定データによると、下 1 号坑前で最大 6 万 6300Bq/m<sup>3</sup>という異常な高濃度を記録しており、法令で問題となる平衡等価ラドン濃度（ラドン壊変生成物濃度）も最大 339Bq/m<sup>3</sup>となっている。」が、これは管理区域設定の基準濃度 300Bq/m<sup>3</sup>を上回っている。これらのことは、方面捨石堆積場では、「場所と時間によって、法令で管理区域を設定する必要があるほどの異常な高濃度のラドンが発生していることを示すもの」としている。

## ②被告の主張について

判決は、被告が、「原告の主張は単なる危惧に止まるものであり、本件ウラン残土が健康に影響を与える具体的可能性ないし蓋然性」はないこと、そして被告が法令等に則して適正な管理を実施していることを主張しているとし、その具体的内容を 2 つに整理している。

判決は、後者について、被告の管理と測定データについて以下のよう

にまとめている。第1に、「被告は、方面捨石堆積場について鉱山保安法に基づいて東郷鉱山保安規定<sup>17)</sup>(乙53)を定め、鉱害を防止するための適切な措置、放射線障害防止措置等を実施している」ことと、平成2年7月に被告が鳥取県及び東郷町との間で「東郷鉱山捨石たい積場周辺環境保全に関する協定書(乙54の1ないし3)を締結し、環境測定を行っている。」こと。そして第2に、方面捨石堆積場の敷地境界及び堆積場内の放射能レベルの測定結果は、「1号、2号坑捨石堆積場で平均 $0.2 \mu\text{Sv/h}$ (マイクロシーベルト毎時)(平成6年4月ないし5月測定)であり、本件第2残土のある地点で平均約 $0.21 \mu\text{Sv/h}$ (平成11年9月29日測定)であり、方面捨石堆積場内には、管理区域の設定が必要となる $2.6 \mu\text{Sv/h}$ (旧法令では $6.25 \mu\text{Sv/h}$ )を超える場所はない」ので、管理区域を設定する必要がある区域は存在しないとする。また被告の環境測定の結果から、「周辺地区での放射能レベルは自然の変動範囲内である(乙55)<sup>18)</sup>」こと。

次に前者の健康影響との関係での放射線レベルについての主張を以下のようにまとめている。第1に、方面捨石堆積場敷地内のラドン濃度は周辺地区と比較して高いが、「居住区付近で観測されているラドン濃度については周辺地区と同レベルであり、ほぼバックグラウンドに起因するものと考えられる。」そして「敷地内であっても被爆(爆は判決文のママ)に直接関係する子孫核種濃度は低いことが推定される。さらに、保守的な仮定の下で実施した拡散評価結果は、放射線の線量を考慮しても、敷地境界の外側で年間 $1\text{mSv}$ を超えない。」こと。そして第2に原告の主張の不適切さについての主張が次のようにまとめられている。すなわち、「原告は、方面捨石堆積場の放射線量について、地表面における1時間あたりの線量を、1日24時間365日滞在したと仮定して年間線量に換算し、管理区域設定基準や放射線業務従事者の線量限度等と比較しているが、管理区域設定基準値等は実効線量を基準としているから、原告の主張は、過大な数値を算定してこれらの基準を超えているとするもので不適切で

ウラン残土放射能汚染による土地利用妨害排除の裁判 —「榎本訴訟」第1審について—  
ある。」とし、「本件第1残土は立入り制限された敷地内にあるから、24時間365日の被曝は現実的でなく、また、周辺監視区域の外側における全身被曝に適用されるべき公衆線量限度や、放射線業務従事者の線量限度との比較は無意味である。」こと。

### ③裁判所の判断

判決は、争点を5つの論点に分けて判断しているので、5つに分けて内容をまとめる。なお判決書では、この争点についての判断部分が最も長い記述となっている。

#### ア) 第1残土による本件土地に対する占有

これは、第1残土が存置されている土地について、争点1)での判断を前提として、第1残土は第1土地ではなく、第2土地の一部にあるとし、被告は第2土地の一部を占有し、原告の第2土地の利用を妨害していると認めた。このことは、逆に、第1土地の所有権に基づく返還請求権による撤去と土地明渡しを否定する判断となった。その上で、以下の争点6)での権利濫用についての判断により、「第2土地の所有権を理由とする請求権の行使は、権利の濫用に該当し、許されない。」とした。

#### イ) 第1残土による第1土地の利用に対する妨害の有無

判決は、原告が、第1残土が第1土地を占有しているかどうかとは関係なく、ウラン残土の放射能の影響による第1土地の利用妨害があると主張しているとし、結論としては、第1残土による第1土地の利用妨害を認めた。この論点については詳細な検討を行っており、長文であるので、以下では、一部を除いて、ポイントを記述するに留める<sup>19)</sup>。

第1に、第1残土から放出される放射線量などについて、フレコンバッグの表面線量の測定値（平成5年12月2日ないし平成6年6月8日測定）、第1残土の存する方面捨石保管場の地表1メートルの測定値（平成11年9月29日測定）、および方面捨石堆積場の平成14年度平均ラドン濃度の測定値について、それぞれの数値を認定している。

第2に、証拠（甲61、64、67、68、乙50、67、68）<sup>20)</sup>と弁論の全趣旨から、鉱山等における放射線の管理についての知見について認定している。具体的には、以下の4点の内容である。線量限度が国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告に基づいて定められていること。一般公衆の線量限度の内容と、この線量限度を超えるおそれがある場合に、核原料物質鉱山の鉱業権者が周辺監視区域を定めて立入り制限策を取らなければならないこと（「鉱山保安規則2条31号、836条」が根拠として記述されている。）。職業人の線量限度の数値。そして鉱業権者が経済産業大臣が定める値を超え又は超えるおそれがある場合に、管理区域を設けなければならないこと（「鉱山保安規則（平成6年3月24日号外通商産業省令第13号）2条30号」が根拠として記述されている）と、その値（「平成13年経済産業省告示第205号1条」が根拠として記述されている）。

そして第3に、以上の2つを前提として、土地への利用妨害に関する判断を以下のように行っている。

1点目は、第1土地の放射線量についての判断が示される。第1残土は第1土地の上にないので、第1土地の実効線量は、同土地が第1残土の存在する方面捨石保管場に近接していることから、同保管場の地表1メートルの実効線量と大きく異ならないと考えて、1年に換算した数値（平均値、最大値、最小値の3つの数値が判決では示されている。）では、第1残土表面の実効線量も、方面捨石保管場の実効線量も、いずれも一般公衆の線量限度を上回っていること。

2点目は、上記の第1残土の実効線量が「24時間365日を前提として1年当たりの実効線量に換算すると、最小値においても一般公衆に対する線量限度を上回って」いることと、さらに「第1残土が関与する平衡等価ラドン濃度も一般公衆に対する線量限度の半分に達しており」、これらのことから、第1残土が「第1土地の近接する方面捨石保管場に存置することにより、本件第1残土が存在する土地だけでなく、これに近接

ウラン残土放射能汚染による土地利用妨害排除の裁判 —「榎本訴訟」第1審について—  
する土地の所有者らは」<sup>21)</sup>、第1残土の放射能の影響により、当該土地の利用を妨げられているというべきとする。

3点目は、被告が1年の実効線量換算について、24時間365日として計算することが不当としていることへの判断（上記2点目の判断根拠への考えが示される。）と、土地利用妨害についての判断が行われている。まず、「土地の利用は、所有者が立ち入るだけでなく、植物の栽培、動物の飼育など多様であることを考えると、土地所有者が当該土地に立ち入る時間帯だけに限定して、放射線量を比較することは妥当とは言い難く、1年当たりの実効線量を算出し、これを規制値と比較するのは、所有権侵害の有無を判断する上で意味がある」とする。

その上で「本件で問題となっているのは、被告が方面捨石保管場に存置している本件第1残土が本件土地の利用を妨害しているか否かであって、周辺監視区域に該当するか否かなどを判断するためではない。」とし、そして続けて「第1残土により、深刻な健康被害がある場合はもちろん、健康に対する一定の影響があり、これによる健康被害を懸念することが無理もない場合は、そのような懸念を抱くことにより長時間の滞在をためらわせることにより、土地の利用を妨げられているというべきである。」とする。

そして、上記の「ためらわせる」ことについて、「上述した、本件第1残土からの放射線量や放射線の管理に関する知見によると、本件第1残土の周辺土地に立ち入った場合における、健康に対する影響の具体的な程度は、必ずしも明らかとはいえないが、少なくとも、健康に対する一定の影響を否定することはできず」、原告が第1土地に「長時間滞在することをためらわせるには十分であるといわざるをえない。」とする。さらにこれを間接的に裏付ける事実として、方面区がウラン残土撤去を求める運動をして、方面区と被告が撤去協定を締結したことを挙げ、この協定は「被告自身、方面区の住民らの不安を考慮して、締結に至ったもの

と認めることができること、一方、その後、岡山県の反対に遭い、搬入すらできない状態にあることなどの事情からも、明らか」とする。

4点目は、第1残土の存置の経緯および存置の必要性と、原告が撤去によって得られる利益の対比が必要であるとして、以下のように判断する。第1残土は、「それ自体何ら有用性のない廃棄物にすぎないのであって、一般公衆に対する線量限度を守ってさえいれば、捨石を隣地に存置するという行為が正当化されるとはいい難く」、判決が認定した「前提となる事実」（「第4 当裁判所の判断」「1」）で記してある経緯からすると、「被告自身、本件第1残土については、これを撤去することを予定しているものであり、その存置に対し、何ら積極的な利益、必要性を有しているわけではなく」、本件第1残土の存置により、被告は原告の「第1土地の利用を違法に妨げているといえることができる」とした。

ウ) 第1残土による第2土地の利用に対する妨害の有無

判決は、上記のイ)と同じ理由で、第1残土が方面捨石保管場に存置されることで、第2土地の利用が妨害されているとした上で、以下の争点5)で述べるように、第2土地の所有権を理由とする請求権行使は権利の濫用に該当するので、許されないとした。

エ) 第2残土による第1土地の利用に対する妨害の有無

判決は、2点について判断している。1つは、第2残土の放射線の影響であり、いま1つは、第2残土と土地の附合による所有の問題である。

第2残土の放射線影響については、第2残土のうち「1号坑捨石堆積場や2号坑捨石たい積場の地表もしくは地表1メートルにおける実効線量を」、24時間365日として1年に換算すると、「いずれも平均値及び最大値において一般公衆の線量限度を上回っており」、第2残土も第1残土と同様、「第1土地の利用を妨害している可能性を否定できない。」とした。

しかし続いて、所有権に基づく妨害排除請求権の相手方は、「現に妨害を生じさせている事実をその支配内に収めている者をいう」とし、これ

ウラン残土放射能汚染による土地利用妨害排除の裁判 —「榎本訴訟」第1審について—  
について次のように判断する。第2残土は、「被告が試験採掘をした結果生じた捨石を、本件借地契約に基づいて、方面捨石堆積場に堆積したものであり、その後、長期間の経過により、土地と一体となり、独立性を有しておらず、各土地の所有者の所有に属しており」、被告の所有に属していない。したがって、第2残土が第1土地の利用を妨害しているとしても、「被告は現に妨害を生じさせている上記事実をその支配内に収めている者とは認められず」、原告は被告への撤去請求を有しない、とした。

オ) 第2残土による第2土地の利用に対する妨害の有無

判決は、この点について、上記エ)と同様に判断するとともに、第2土地の所有権を理由とする請求権行使は、権利濫用に該当し、許されないとした。

4) 原告は本件撤去協定の履行期もしくは履行条件に拘束されるか

この争点は、被告側が主張したものである。ウラン残土撤去に関して方面区（方面区自治会）と被告との間で合意されている撤去協定（注15参照）に、方面区の構成員である原告は拘束されるから、本件撤去請求が認められないのか否か、が争点となっている。

①被告の主張について

判決は、被告主張を2つに整理している。

1つは、方面区と被告の間で合意されている撤去協定の11項の文言が、停止条件であることと、その根拠である。すなわち被告は、11項の「関係自治体の協力を得て」という文言は停止条件であるとする。そして、このような停止条件が付加されているのは、「日本国民の原子力に関する特別の国民感情及びこれを受けての関係自治体の対応からして、搬出先の住民を始め関係自治体の協力が得られなければ」、本件ウラン残土を撤去することは不可能であるから、とする。

2つ目は、原告が方面区（社団）の構成員として協定に拘束されるこ

とについて、その根拠として、方面区が「その社団構成員である地権者の了解及び同意のもとに、地権者の委任を受けて」協定を締結したという経緯を挙げ、したがって「地権者はその特定承継人も含めて方面区の構成員である限り、本件撤去協定の拘束を受ける」とする。

以上を前提として、本件ウラン残土撤去のために必要な「岡山県又は鳥取県の協力（すなわち同意<sup>22)</sup>）は得られておらず」、条件は成就していないので、原告は撤去を請求できないとする。

### ②原告の主張について

判決は、原告主張を2つに整理している。1つは、本件請求は、本件撤去協定に基づくものではなく、また方面区の一員としての訴訟ではないから、本件撤去協定に原告は拘束されない。

2つ目は、本件撤去協定の「関係自治体の協力を得て」という文言は停止条件ではなく、その根拠として2つ挙げる。第1に、協定締結当時、方面区と被告は、「遅くともその年の米、梨などの収穫期までに撤去に着手し、その年の内に撤去を完了するという予定であった。」こと。第2に、方面区は協定締結当時、「10年間も関係自治体の協力がなかったため撤去できないという異常な状態を許容する意思は全く有していなかった」こと、が挙げられている。

### ③裁判所の判断

判決は、本件撤去協定は、原告とは別の人格を有する方面区と被告が、ウラン残土の撤去を合意し、「かつその時期等を定めたものにすぎず、方面区住民である地権者らが、本件ウラン残土の撤去に関する個々の請求権を方面区に委ねたとか、撤去に関する請求権を放棄したなどの事情を認めるに足りる証拠はない」として、原告が撤去協定に拘束されて、協定の「履行期の到来もしくは履行条件が成就するまで」撤去を請求できないと認めることはできない、と判断した。そして以下の事情を論拠として付け加えた。すなわち、方面区の被告に対する訴訟で、「鳥取地方裁

ウラン残土放射能汚染による土地利用妨害排除の裁判 —「榎本訴訟」第1審について—  
判所は、本件撤去協定の履行期は到来しているとして、方面区の請求を認容し、控訴審である広島高等裁判所松江支部も同様の判断のもと、被告の控訴を棄却している。」と、「自治会訴訟」での裁判の結果という事情を付加している。

なお判決は、上記①の被告主張の整理では明確に指摘していない点について、触れている。すなわち「原告が方面区の一員として本件撤去協定締結に関与してきたことが、権利濫用を判断する上での一事情になることはあり得るとしても」と記した上で、しかし、上記のように撤去協定の原告への拘束力を否定する論理展開を、判決はしている。権利濫用は、次の争点に整理されているのだから、ここで取り上げる必要があったのであろうか。

#### 5) 原告の請求は権利濫用か

この争点は、被告が主張したものである。判決は、第1土地と第2土地に分けて、権利濫用について判断している。

##### ①被告の主張について

判決は、被告主張を2つに整理しているが、1つ目の内容は大きく4点に分けられる。

1つ目の内容のうち最初に挙げられているのは、本件請求が認容された場合に発生する不利益である。まずウラン残土撤去には、「日本国民の原子力に関する特別の国民感情、これを受けての関係自治体の対応からして、搬出先の住民を始め関係自治体の協力（すなわち容認）が不可欠」であり、搬出先の了解が得られないままで本請求が認容された場合、搬出先を巡っての高度の政治的混乱、被告の周辺地域住民に対する鉱山保安法上の管理責任を果たせなくなるおそれ、そして被告、周辺地域住民、関係自治体等において「有形・無形の甚大な不利益を被ることになる。」とする。

2つには、原告の事情である。第1に、原告は第1土地が平成2年以降ウラン残土の堆積場として立入制限されている土地であること、および被告が本件土地の管理を任されていることを認識した上で、平成11年に本件土地を購入して、提訴したこと。第2に、原告は土地の本来的な使用収益を目的として第1土地を購入したのではなく、明渡請求をすることのみを動機としていること。第3に、原告は、本件撤去請求の締結の際に、「方面区の一員として主導的、中心的な役割を果たしていたのであるから、原告は条件成就までの期間はその土地の明渡しを求めえないこととなっても、著しく予期に反するものではない。」こと。第4に、本訴とは別に、方面区自治会が平成12年11月7日に、ウラン残土撤去を求めて提訴しており、原告が別に訴訟を提起したのは、「被告に対する害意に基づくものであるとともに、自己の政治的立場を有利にするためであり、原告が不当な図利加害意思を有していることを示している。」とする。

3つには、本件ウラン残土への評価である。本件ウラン残土は「元来自然界に存在していたものであり、かつ人の健康や生活環境に影響を及ぼさないもので」あるとする。そしてこれに続けて、4つには、原告と被告の利益・不利益の比較検討が挙げられている。すなわち「被告が無条件に撤去義務を負うことによって被る有形無形の不利益と原告が明渡しによって得る利益とを比較検討すると」原告の請求は、「権利行使の社会的妥当性、信義則の観点からして、権利濫用として」容認できないものとする。

被告主張の2つ目は、第2土地の取得の事情についてである。原告が第2土地を入手したのは、本件訴訟の審理が進む中、第1残土が第1土地に存在しないことが明らかになったため、本件が継続中である平成14年12月25日、第2土地を取得して、本件訴訟での請求に第2土地の請求を追加したもので、これは、「自己の所有権に基づく本件第1残土の収

ウラン残土放射能汚染による土地利用妨害排除の裁判 —「榎本訴訟」第1審について—  
去をやみくもに求めようとするもので」、第1土地の所有権に基づく請求よりも非難される、とする。

### ②原告の主張について

判決は、原告の主張を3つに整理するが、内容としては4点が挙げられている。

1つ目は、原告が第1土地を譲り受けた前所有者の意思である。この前所有者は、「方面地区自治会の住民として本件ウラン残土の撤去を長年に渡って被告に要求してきた」のであり、これは土地所有者として正当なものであるから、被告は拒むことができない法的地位にあったこと。そして前所有者は自分が高齢に達したことから、「今後の本件土地からの本件ウラン残土撤去の実現を原告に委ねる趣旨で」譲渡したのである。

2つ目は、原告の事情と、撤去実現による利益の2つが挙げられている。第1に、原告は私利私欲を超越して本件請求を行っているのであって、「不当な図利加害意図は全くない」し、ウラン残土を撤去させて方面地区の安全を確保したときには、本件土地に山小屋を建て山仕事の拠点にするという利用目的を持っている。第2に、ウラン残土が放置されてきたことによって、原告を含む方面地区住民は著しい損害を被ってきたのだから、本件請求が実現すれば、原告だけでなく、方面地区住民にもたらされる客観的利益は極めて重大であること。

3つ目は、被告の損失についてである。第1土地の前所有者が撤去を請求した場合、被告はこれに応じなければならない法的立場にあったのだから、前所有者と同等の請求を譲受人である原告が行っても、「原告の得る利益に比較することができない程の著しい損失が新たに被告には生ずることはない。」とする。

### ③裁判所の判断

判決は、第1土地と第2土地とを分けて判断している。

ア) 第1土地について権利濫用否定の判断

第1土地については、大きく2つの論点に分けており、1つは「原告の本件第1土地の取得目的」であり、いま1つは「原告の利益と被告の不利益との対比」である。

「原告の第1土地取得の取得目的」では、原告の目的と、前所有者の意思、方面区の住民の意思、そして被告への害意について判断した上で、第1土地の所有権に基づく請求は権利濫用とは言えないと判断した。まず1点目の原告の取得の目的については、裁判所の認定事実（「第4 当裁判所の判断」の「1 前提となる事実」）を元に、原告のウラン残土撤去運動への取組み、土地取得の経緯などを指摘した上で、原告は第1土地に第1残土が存在している<sup>23)</sup>と認識した上で、「本件ウラン残土の撤去を請求することを主たる目的」として入手したと判断している。一方、原告が主張した山小屋を建てるという利用目的については、山小屋のために他にふさわしい土地が無かったなどの事情が認められないため、上の主たる目的の認定は左右されないとした。

それから2点目の前所有者の意思については、原告がウラン残土の撤去請求を行うために土地取得を希望していることを認識した上で、土地の売買契約に応じたことが認められ、「ウラン残土の撤去を原告に託したという気持ちがあったことを否定できない。」とした。

続けて3点目の方面区の住民の意思については、「方面区の住民の多くは、本件ウラン残土の撤去を強く希望していること、方面区において、被告との交渉を経た後、被告に対し、本件ウラン残土の撤去を求めて提訴するに至ったことが認められ」、方面捨石保管場や方面捨石堆積場の所在する土地やその周辺の土地を所有している者についても、ウラン残土撤去を強く希望していることを認めた。

4点目の原告の害意については、原告が、方面区の訴訟とは別に本件訴訟を提起した意図は、「ウラン残土の撤去をより確実にする意図に基づくものと認めることができるが（原告本人）、そのこと自体は」、前所有

ウラン残土放射能汚染による土地利用妨害排除の裁判 —「榎本訴訟」第1審について—  
者の意向に反するわけでもなく、方面区の撤去に向けた取り組みや、交渉経過に照らして、非難されるべきものでもないとした上で、「被告が、別訴において、請求棄却を求めて争っている以上」、別訴が提起されていることを理由に本訴提起の利益が無いということは相当ではない、と判断した。

次に2番目の論点である「原告の利益と被告の不利益との対比」については、まず原告の利益について判断している。判決は、上記3)の争点で判断したように、第1土地の所有者としては、「近接する方面捨石保管場から本件第1残土が撤去されることによって得ることのできる利益は大きいといわなくてはならない。」とする。

そしてこれに続いて、被告の不利益について検討がなされる。第1に、第1残土は、「それ自体何ら有用性がない廃棄物」にすぎないこと。第2に、被告自身、第1残土については、「撤去することを予定していたもので」、方面捨石保管場に存置することによる積極的な利益、必要性を有していないこと。第3に、被告は、第1土地の前所有者から原告と同様の請求をされていれば拒絶することはできなかつたということができること。第4に、方面区の訴訟で、鳥取地裁は本件撤去協定の履行期が到来しているとして、請求を認容し、控訴審の広島高裁松江支部も同様の判断で、被告の控訴を棄却しているから、本件請求によって、被告が特段の不利益を被るとはいえない、とした。

さらに被告が主張した「受入先が決まらないまま撤去のみが認められると、大きな混乱が生じ、大きな不利益を被る」ことについては、次のように判断した。まず第1残土は、上記の争点3)で認定したとおりの放射線を有しているから、「受入先の同意を欠いたまま他所へ搬入することは困難であり、今日までの経緯によれば受入先の同意が容易に得られるものではないことも認めることができる。」が、第1残土の撤去が「法的ないし社会通念上不能であるとまでは認めることができず、かかる事

情は、本来的かつ最終的には、被告がその責任において解決すべき問題といわざるを得ず、土地所有者による負担の上に、本件第1残土の存置を正当化する理由にはなり難い。」とした。

#### イ) 第2土地について権利濫用肯定の判断

第2土地の所有権に基づく請求については、その取得の経緯から、上記の第1土地に関して述べた諸事情(判決文は「前記(1)に説示した諸事情」)を考慮しても、権利の濫用として許されないとした。その取得の経緯とは、第2土地の取得は、当裁判所で第1残土が第1土地の上にあるという原告の主張を前提に、原告と被告が主張立証を尽くした後(口頭弁論期日9回、進行協議期日1回を行った後)のことであること。この経緯からは原告の第2土地取得は、「土地の使用収益を目的とせず、専ら所有権に基づく妨害排除請求を行うことを自己目的としていること」は、第1土地の場合よりも明らかであるとした。その上で、訴訟係属中に相手方の主張に合わせて、土地を取得して請求の趣旨(予備的請求)を追加することは、上記の第1土地についての諸事情を考慮しても、権利の濫用であるとした。

#### 6) 原告が精神的損害を被ったと認められるか

原告は精神的損害を理由として慰謝料を請求していた(上記(1)1)③)。

##### ①原告の主張について

判決は、健康被害の恐怖と、土地利用妨害の2つの事情からの精神的苦痛に対する慰謝料請求を挙げている。原告は、本件ウラン残土から環境中に放出されるラドン等の放射能による健康被害などの恐怖に長年の間さらされ続け、甚大な精神的苦痛を被ったこと、および本件土地の十分な利用を妨げられたことによっても多大な精神的苦痛を被ったので、「原告の被った精神的損害は、筆舌に尽くしがたいが、あえてこれを金銭に換算すれば、100万円を下らない。」とする。そしてこれに加えて、訴

ウラン残土放射能汚染による土地利用妨害排除の裁判 —「榎本訴訟」第1審について—  
訟提起のための弁護士費用 60 万円を相当と主張したとする。

## ②被告の主張について

被告の主張は、3 点に整理されている。1 つは、本件ウラン残土に危険性がないことであり、2 つ目は、健康被害の恐怖は科学的に根拠がないことである。この 2 点については、上記の争点の 3) での被告主張を根拠としている。3 つ目は、土地利用が妨げられたという主張は、原告がウラン残土撤去のみを目的として土地を取得したのだから理由がない、とする。

## ③裁判所の判断

判決は、原告が主張した 2 つの精神的損害について、放射能による精神的損害と、土地の利用妨害による精神的損害に分けて、次のように判断した。

まず、放射能による精神的損害の判断（これは、以下の記述で分かるが放射能による健康と生活環境への影響の有無の判断）では、ラジウム汚染とラドン汚染に分けて判断している。ラジウムについては、原告提出の証拠（甲 61<sup>24)</sup>）が、汚染状況の数値を挙げて、汚染の広がりを指摘していることを述べた上で、被告提出の証拠（乙 50<sup>25)</sup>）が指摘する「自然界におけるバックグラウンドの影響が考慮されて」いないこと、および方面区が「花崗岩地域であり潜在的にウラン濃度が高く、ウラン壊変生成核種であるラジウム濃度も高いことが予想される」ことを考慮して、「方面区居住地のラジウム濃度が他と比較して特段高いとはいえず、他に本件ウラン残土から湧出したラジウム等が居住地にまで広がっていることを認めるに足りる証拠はない。」とした。

いま 1 つのラドンについては、原告の証拠（甲 61）と「弁論の全趣旨（被告平成 15 年 7 月 9 日付準備書面別表 5）」により、ラドンの多くが「下 1 号坑から発生しているが、堰堤上など方面捨石堆積場内からも発生している可能性が認められ、これが周囲に拡散している可能性があることが認められる。」とした上で、しかし原告が主に生活の場としている方面

区梨畑や居住地区の平成14年のラドン濃度は、鳥取県年平均値と比較して「特段高いとはいえず(乙50)」、原告宅屋内ラドン濃度も屋内平均値よりは高いが、「分布上、通常有り得ないほど高位置にあるものではない」こと、および方面区梨畑や居住地区の平衡等価ラドン濃度は、一般人の線量限度を下回っている、とした。以上を踏まえ、ラジウムやラドンが本件ウラン残土から発生して周囲に拡散している可能性は認められるが、原告の生活環境と健康等に影響を及ぼしていると認めるに足りる証拠はない、とした。

次に、土地の利用妨害による精神的損害については、ウラン残土が方面捨石保管場や方面捨石堆積場に存置されていることによる土地利用妨害は認められるが、前記(上記の争点5))で検討した本件土地の取得経緯からは、特に、原告が「本件ウラン残土の影響を十分に認識していたという事情」に照らすと、土地利用妨害を理由とする精神的損害を被ったと認めることはできない、とした。

### (3) 小括：判決が示す論点と検討課題について

判決は、以上のように、本件訴訟の争点を6つに整理している。ところで、判決の争点についての判断からは、主な論点として以下のことを指摘できると考える。これら論点について、若干の検討課題を指摘しておくことにする。

#### 1) 原告が所有する土地を、ウラン残土が占有しているかどうか。

これは、上記(1)1)の「請求内容」の、土地所有権に基づく土地返還請求が認められるかどうか、の前提となる。これについては、判決は上記(2)の1)と2)で判断している。

ウラン残土のうち第1残土が原告の土地を占有しているかどうかについて、第1土地については占有を否定し、第2土地については肯定した

((2) 1) ③。なお、(2) 3) ③でも記されている。)。一方、第2残土については、それが存在する土地に附合したとして、土地所有者の所有になったとした((2) 2) ③)。第2残土については、一定の事実を前提として、附合という法的判断を行うことにより、所有権が被告にはないことを理由として撤去義務がないとする被告の主張を認めた((2) 2) ②、③)。

以上からは、第2残土については、原告の土地に存在している分については原告の所有となるので、第2残土の撤去については土地所有権に基づく妨害排除請求が認められるかどうか、という問題になると考えられる。ところで原告の土地に第2残土が存在しているとした場合に、第2残土が放射能で汚染された物質である場合にも、附合という法的判断が成り立つのであろうか。

これについては、上記(2) 3)「ウラン残土は土地の利用を妨害しているか」の「③エ」の判決の判断について、検討する必要がある。ここでは、判決は第2残土のうち一定の場所の残土については、放射線量の数値から土地利用の妨害の可能性を否定できないとした上で、その場合の妨害排除請求の相手は、附合により所有権が帰属した土地所有者であるとする、そういう論理展開となっている。これを前提とすると、汚染された土地の所有者が、自ら汚染物質を除去するか、あるいは汚染された土地を持ち続けることになるが、これは妥当なのであろうか。

## 2) ウラン残土の土地利用妨害(判断根拠)と法的効果

### ①妨害排除のための残土撤去

まず、ウラン残土が土地の利用を妨害しているかどうかは、「請求内容」の土地所有権に基づく妨害排除請求権が認められるかどうか、の前提となる。これについては、判決は上記(2)の3)で判断しているが、ここでの判断の基準は、ウラン残土の放射能汚染となっている。

第1残土については、放射線量から、土地利用妨害を認定し(3)③イ))、原告の撤去請求を認めた。ただし、第2土地については、土地利用妨害を認めながら、権利濫用に該当するとして、撤去請求を棄却している。一方、第2残土については、上の1)でも記したが、「妨害の可能性を否定できない」とした(3)③エ))が、請求相手が被告ではないとして、撤去請求を棄却した。

そこでの放射能汚染による利用妨害を判断する基準として、放射線量の計算方法が争点となっているが、これについて判決は、「周辺監視区域に該当するか否かなどを判断するため」ではなく、「土地の利用を妨害しているか否か」の判断であるとして、被告が主張する公法規制のための線量計算の方法を採用しなかった(③イ)「そして第3に——」以下)<sup>26)</sup>。

#### ②妨害による損害への賠償

原告が所有する第1土地への放射能汚染による土地利用妨害は認められたが、それに伴う精神的損害(慰謝料)については、判決は認めなかった((2)6)③)。判決は、放射能汚染による健康と生活環境への影響はないと認定して、汚染による精神的損害を否定している。一方、放射能汚染による土地利用妨害については認めているが、それに伴う精神的損害は、原告がウラン残土の影響を認識していた事情から認められないとした。

ところで、判決は土地利用の妨害について判断する際に、「健康被害を懸念することが無理もない場合は、そのような懸念を抱くことにより長時間の滞在をためらわせることにより、土地の利用を妨げられているというべきである。」と判示している(3)③イ))。土地利用妨害が健康影響への懸念によるものであるとするのであれば、精神損害としての評価は可能だったのではないかと。

### 3) 被告の行為への評価

妨害排除請求を認容する前提として、被告の行為と被告の必要性への

ウラン残土放射能汚染による土地利用妨害排除の裁判 — 「榎本訴訟」第1審について—  
評価が行われている。

被告のウラン残土の存置という行為への評価を、判決は、第1土地への第1残土による利用妨害について、原告が撤去によって得られる利益との対比の判断のところでやっている((2)3)③イ)「4点目は、——」)。まず、第1残土が「何ら有用性のない廃棄物にすぎない」こと、「一般公衆に対する線量限度を守ってさえいれば、捨石を隣地に存置するという行為が正当化されるとはいいい難く」、として存置行為そのものを否定的に評価する。続いてこれに加えて、被告が撤去を予定していること、および「存置に対し、何ら積極的な利益、必要性を有しているわけではなく」とし、存置の継続が不要である旨の判断を行った。そして結論として、被告の存置行為は第1土地の利用への違法な妨害であるとした。判決文が「対比」と言っているが、撤去によって得られる原告の利益については、そこでは触れられていない。

ところで判決は、「自治会訴訟」の1審と2審判決の判断を取り上げて、判断根拠に使っている。1つは原告が所属する方面区自治会が被告と締結している撤去協定に拘束されるかどうかの判断のところで((2)4)③)、2つの判決が、協定の履行期は到来していて、被告に対する撤去請求を認容していることを、判断根拠として付加的に述べている。いま1つは、原告の権利濫用についての判断のところである((2)5)③ア))。これは「原告の利益と被告の不利益との対比」のところであり、両判決で撤去を求める請求が認容されているから「本件請求によって、被告が、特段の不利益を被るとはいえない。」とし、判断根拠の一つとなっている<sup>27)</sup>。

さて、判決が「自治会訴訟」の2つの判決を、撤去判断の根拠で使っていることから、次の疑問が生じる。「自治会訴訟」の判決では、協定書で合意されている第2残土の撤去も認めるのだから、第2残土の撤去可能性は当然の前提となっている。この撤去可能性という事実を前提とすれば、判決が第2残土について附合により所有権が移っているとする

判断は妥当だったのだろうか。

#### 4) 原告の行為への評価

判決は、原告の行為について、請求が権利濫用に該当するかどうかのところで、取り上げており((2) 5) ③)、原告の土地取得の目的は、第1残土が第1土地の上にあると考えての、ウラン残土撤去を請求することを主たる目的としていたと判断した。その上で、訴訟提起の目的は「ウラン残土の撤去をより確実にする意図に基づくもの」とした上で、提訴自体については、第1土地の前所有者の意向に反せず、方面区の撤去に向けた取り組みや交渉経過から、非難されるものではない、と判断して、権利濫用を否定した。

これは、ウラン残土問題に対して方面区の住民たちが取組を進めてきたことへの、判決の積極的評価と言えるであろう。

ところで、第1土地については、上記のように第1土地の前所有者の意思と、方面区住民達の取組みを考慮要素として、原告の行為への評価を行ったのだから、第2土地についても同様に、前所有者と住民達の取組みについて、評価対象に組み込むことはできなかったのであろうか。第2土地の場合に、第1土地と別の扱いをする必要はあったのだろうか。

判決は、第2土地について、「妨害排除請求を行うことを自己目的としていること」は、第1土地の場合よりも明らかとして、取得目的は、第1土地と同じ判断となっている。その上で、訴訟係属中の土地取得と請求趣旨の追加は、第1土地についての諸事情を考慮しても、権利濫用であるとする((2) 5) ③イ))が、具体的には理由を明示していない。土地地位が争点であったこと、裁判で口答弁論が進んでいたこと、はあったとしても、土地地位について法的判断が確定するのは、判決の確定によってであり、裁判が進行中である以上、土地地位については確定していないのである。そうであるとすれば、原告の第2土地取得に際しての、

ウラン残土放射能汚染による土地利用妨害排除の裁判 —「榎本訴訟」第1審について—  
前所有者の意思などについて検討した上で、請求行為を評価することは  
できなかったのであろうか。

#### 5) その他の事情の評価

上記の4)のように、訴訟の当事者以外の関係者の事情について判決は考慮したが、それ以外の関係者の事情について、判決は、どう評価したのか。判決は、権利濫用判断での「原告の利益と不利益の対比」のところで以下のように判断している。

被告は、請求が認められた場合に発生する「高度の政治的混乱」や「有形・無形の甚大な不利益を」被告のみならず、周辺地域住民と関係自治体等が被るとし、「関係自治体の協力（すなわち容認）が不可欠」であると主張した（(2)5)①）。これについて判決は、「受入先の同意を欠いたまま」搬入することの困難さと、「受入先の同意が容易に得られるものではないこと」を認めながらも、「法的ないし社会通念上不能であるとまでは」認められないとした上で、このような事情は「本来的かつ最終的には、被告がその責任において解決すべき問題」であるとした（(2)5)③ア）。

本件は、私法秩序の中で、民事裁判で争われているのである。この訴訟で問題とされているのは、財産権制度の根本である土地所有権に対する妨害の有無である。そして上記2)のように、判決では土地利用妨害に関して、放射能汚染による健康への影響を懸念して、土地利用を「ためらうこと」が妨害の核心部分であると認定しているのである。私法関係に関する紛争解決の裁判で、本件判決が、訴訟当事者以外への社会的混乱が発生する可能性について、法的判断の考慮すべき事情からはずしたことは、本件の放射能汚染が認められる以上、その汚染被害を受ける立場にある原告の権利を前提とすれば、当然であったと評価できるであろう。

本件判決は控訴され、「榎本訴訟」では、撤去請求は最終的には認容さ

れない結果となった。しかし、第1残土も第2残土も最終的には、「自治会訴訟」の判決に基づき、方面地区から撤去されている。「1 はじめに」で坂井・及川（2007）が法政策上の課題として「リスクの「盪回し」」恒常化を防ぐための立法の必要性を指摘している旨を紹介した。民事裁判での問題解決（汚染物除去）という司法の役割と、リスク対応のための公共政策（汚染問題解決）に関する立法の役割とは、分けて考えるべきである。

（以下、次号）

---

## 註

- 1) 毎日新聞 1988年8月17日「貯鋳場跡地で毎時0.36ミリレントゲン——動燃が人形峠再測定」。同記事は、毎日新聞社のデータベース「毎索」に所収のものを参照。
- 2) 原子燃料公社は、動力炉・核燃料開発事業団、そして核燃料サイクル開発機構、さらには日本原子力研究開発機構へと組織替えが行われ、それぞれ前の組織の業務引き継ぎを行ってきたので、日本原子力研究開発機構が撤去したのである。
- 3) 毎日新聞 2006年11月11日鳥取地方版「ウラン残土問題：悲願ようやく実現 湯梨浜・方面、18年ぶり全面撤去」。同記事は、毎日新聞社のデータベース「毎索」に所収のものを参照。
- 4) 山脇弘幸、鳥飼一吉、有本洋佑「人形峠レンガ加工場におけるレンガ製造運転報告書」JAEA-Technology 2012-049（2013年3月）。同報告書は、日本原子力研究開発機構のホームページにある（以下のURL）。2013年11月1日閲覧、確認。  
<http://jolissrch-inter.tokai-sc.jaea.go.jp/search/servlet/search?5038744>
- 5) 土井淑平・小出裕章『人形峠ウラン鋳害裁判』（批評社、2001年1月10日）
- 6) 前注、土井・小出（2001）160～180ページ（土井淑平執筆）。

- 7) 小出裕章・土井淑平『原発のないふるさとを』(批評社、2012年2月25日)。同書151ページ以下(土井淑平執筆)を参照。
- 8) 坂井宏介・及川敬貴「(2) ウラン残土撤去請求事件—鳥取地裁平成一四年六月二五日判決」『環境法研究』32号(有斐閣、2007年10月)、54～59ページ。同稿の他には、同稿の注(2)で紹介されている、同判決で争点となった法律行為の附款に関する民法の解釈論としての判例評釈がある。
- 9) 本稿は、原告側弁護士が保管している訴訟記録を閲覧して執筆している。「榎本訴訟」は、鳥取地裁平成12年(ワ)第149号事件であるが、この訴訟記録は、保存期間が過ぎて平成24年度に廃棄されており、鳥取地方裁判所では準備書面等の閲覧はできない。訴訟記録廃棄については鳥取地方裁判所民事部受付の担当者に確認した。
- 10) なお判決では、原告の主張として「また、被告は、これまでの交渉過程において、本件第1残土が存在する土地が原告の所有地ではないと全く主張しておらず、同土地が原告所有の本件第1土地であることを認めていた。」ことも挙げてあるが、この点については、後で紹介する判決の判断では触れていない。
- 11) 以下、甲は甲号証のことで原告が提出した証拠であり、乙は乙号証のことで被告が提出した証拠である。数字はそれぞれの証拠の号(番号)である。
- 12) 乙32ないし36号証は、土地家屋調査士の意見書、鳥取県農林部で林業行政を担当していた元職員の陳述書、被告が2001年に実施した住民等の関係者への聞き取りの結果に関する書類(「聴取要項」と題する)などである。いずれも境界木に関する原告の主張を否定する内容である。
- 13) ここでの10年間というのは、借地契約の期間満期の日である1978年8月17日から、「1 はじめに」で紹介した、1988年8月16日の方面地区の放射線測定で強い放射線測定結果が出た時期を念頭に置いたものと思われる。被告の準備書面(平成15年11月25日)では、約10年の始まりについては借地契約の満了期間が明示されているが、終わりについては明記されていない。
- 14) 次の第1残土に対する判断との関係では、第2残土の第1残土との放射能レベルの差を、裁判官が念頭に置いた上でのものではないかと推測されるが、判決文では明示されていない。
- 15) 本件撤去協定とは、1990年8月31日に、東郷町方面地区自治会である方

面区が、本件訴訟被告の前身である動力炉・核燃料開発事業団との間で締結した、ウラン残土を同事業団の負担で撤去することを約した「ウラン残土の撤去に関する協定書」である。

- 16) これは、方面捨石堆積場の一部である。
- 17) 動力炉・核燃料開発事業団人形峠事業所が作成した、平成9年3月1日施行の「東郷鉱山保安規程」である。なお判決文は「規定」となっているので、本文ではそのまま表記してある。
- 18) これは、核燃料サイクル開発機構人形峠環境技術センター作成の『捨石たい積場周辺環境の監視測定結果（平成14年度）（鳥取県内）』（2003年4月）である。方面地区も含め、7地区で測定した結果が記載されている。
- 19) 判決文は、『判例時報』1888号、134～135ページを参照されたい。
- 20) これらは、原告が提出した意見書（甲号証）4通と、被告が提出した意見書（乙号証）3通である。意見書の作成者は、原告側が小出裕章氏、被告側が飯田孝夫氏である。
- 21) 判決文は、近接する土地を第1土地に限定していない表現となっている。
- 22) 判決は、被告が「協力」という協定の文言を「同意」という趣旨で主張したことを（ ）書で反映している。
- 23) 判決は（ ）書きで、実際の位置関係については争点に関する本文の1）で紹介したように第1残土は別の土地に存在すると認定したことを書いている。
- 24) これは、小出裕章氏の「意見書」（2003年3月6日作成）である。
- 25) これは、飯田孝夫氏の「意見書」（2003年6月30日作成）である。
- 26) ウラン残土の放射線管理について被告は、東郷鉱山保安規程に基づいて放射線障害防止措置を実施していることを主張していた（（2）3）②）。これについては、判決は、その判断のところで触れていない。なお同保安規程は、平成9年3月からの施行であるので、それまでの管理行為がどのように行われていたのか、法的に問題がなかったのかなど、疑問がわくが、明らかではない。
- 27) 「1 はじめに」で、「自治会訴訟」と「榎本訴訟」の2つの裁判の関係について、小出・土井（2012）の後者が前者に持った意味に関する指摘を挙げたが、「自治会訴訟」の判決が「榎本訴訟」の判決の判断根拠となっていることにも留意したい。

<付記>

本稿は、以下の研究助成を受けた研究の成果の一部である。

2013年度 科学研究費助成事業基盤研究(C) 課題番号 25516010。

三井物産環境基金 2012年度研究助成(藤川賢代表)。

東京経済大学 2011年度プロジェクト研究所(災害復興研究所)研究費。

東京経済大学 2012年度共同研究助成費「東日本大震災復興過程の研究」。